

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
1	秘書広報部	広報広聴課	H1-1	広報戦略推進費(ショート動画を活用した情報発信)	拡大	採択	所管案のとおりに	若年層、無関心層などにも興味関心を促すため、伝える内容をシンプルにしたショート動画を制作し、効果的に市政情報等を発信するもの。 YouTubeやInstagramなど若者が日常的に閲覧しているウェブ媒体やデジタルサイネージを積極的に活用し、効果的にアプローチすることで若者、無関心層への市政への関心、認知度向上が期待できることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・本事業のターゲット層及び作成するショート動画のテーマを明確にすること。
2	秘書広報部	広報広聴課	H1-1	広報戦略推進費(シティプロモーションコンテンツ制作(「長崎MIRAISM」のリニューアル))	拡大	採択	所管案のとおりに	シティプロモーションコンテンツ長崎MIRAISMについて、現在の事業の内容やスケジュールなどハード面を中心とした内容から、事業の効果の実感などソフト面を中心とした内容に見直しを行うもの。 シティプロモーションのリニューアルにより、市内外の方へ本市の認知度、イメージが向上することにより、市民のシビックプライドの醸成や、交流人口・関係人口の拡大も期待できることから事業の実施は適当である。	・特になし
3	企画財政部	都市経営室	G2-1	若者交流施設運営費(ものづくりワークショップ開催費)	新規	採択	所管案のとおりに	「若者が楽しむことができる場」の創出の一環として整備している「(仮称)若者ひろば(以下、広場という)」において、イス、テーブル及びベンチを製作する参加型のワークショップ開催するもの。 ワークショップの開催を通じて、広場活用に向けた気運醸成及び広場や隣接する長崎スタジアムシティの周知啓発が図られることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・(仮称)若者ひろばについて、施設の位置づけや利用方法のルールについて整理すること。
4	企画財政部	地域コミュニティ推進室	H2-2	地域コミュニティ推進事業費(第2期地域まちづくり計画策定のための市民アンケート調査の実施)	拡大	採択	所管案のとおりに	令和8年度から12年度までを計画期間とする「第2期みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト(長崎市地域まちづくり計画)策定のため基礎調査となるアンケート調査を実施するもの。 第2期計画策定にあたり、地域福祉に関する市民意識や地域での支え合いの状況、地域活動の実態等での課題や問題点を分析し、計画改定の検討材料として必要であることから、事業の実施は適当である。	・特になし
5	総務部	総務課	A2-4	九州市長会開催費	新規	採択	所管案のとおりに	令和7年度に長崎市で開催される九州市長会総会の開催にあたり、開催市として負担金を支出するもの。 九州市長会総会の開催により、各市の共通の課題解決に寄与するとともに、本市の魅力発信等を行うことで、観光産業等への経済波及効果もたらされるため、事業の実施は適当である。	・特になし

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
6	総務部	総務課	H3-3	文書費事務費(答べんりんくの導入)	新規	採択	所管案のとおり	議会一般質問の答弁書とりまとめ・共有等をクラウドサーバー上一元管理できるシステム「答べんりんく」を導入するもの。 「答べんりんく」の導入により、答弁書とりまとめに係る負担及び業務量が軽減されるとともに、関係者が最新の答弁書を常時閲覧できるようになるなど利便性の向上につながることから、事業の実施は適当である。	特になし
7	市民生活部	自治振興課	H2-1	まちづくり活動推進費(広報ながさき等配布謝礼金の適正化)	拡大	採択	所管案のとおり	広報ながさきなど、市からの配布物が増加し、自治会役員の負担が増えているため、文書量の増加に見合った謝礼金の増額を行うもの。 配布物の文書量に見合った適切な額の謝礼金に見直すとともに、6月補正予算時の市長ヒアで指摘があった、文書量削減に向けたデジタル化の取組みについても併せて実施することで、自治会役員の負担軽減が期待できることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・デジタル化への取組みを推進するとともに、今後の自治会の支援のあり方についても検討すること。
8	市民生活部	文化振興課	G4-2	国民文化祭開催推進費(プレイベント事業の実施等)	拡大	採択	所管案のとおり	令和7年度に本県で開催される「ながさきピース文化祭2025」に向けて、プレイベント事業などを実施するもの。 プレイベント事業などの実施により、市民や県外の方の興味・関心を高め、本番への気運醸成につながることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・対外的に国民文化祭の全体像が説明できるよう、県と市の役割分担について整理しておくこと。
9	市民生活部	文化振興課	G4-2	市民参加舞台(市民参加による舞台公演の開催)	拡大	採択	所管案のとおり	令和7年度に多くの市民が参加・鑑賞できる市民参加舞台の公演実施に向けて、戯曲講座などの芸術文化事業を実施するもの。 事業の実施により、芸術文化に触れる機会の創出やシビックプライドの醸成が図られるため、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・引き続き他都市の事例も参考にしながら、業務の一部でもアウトソーシングができないか検討し、業務量の縮減に努めること。 ・財源確保について引き続き検討すること。 ・本事業の必要性について対外的に説明できるよう、これまで取組んできた具体的な成果について整理すること。
10	市民生活部	スポーツ振興課	G3-2	プロスポーツ応援事業(Vロードの整備)	拡大	採択	所管案のとおり	スタジアムシティの開業を見据え、スポーツへの関心を高め、子どもたちがスポーツを始めるきっかけづくりと長崎をホームタウンとして活動するプロスポーツチームへの応援機運の醸成につなげるため、Vロードを整備するもの。 Vロードの整備により、試合観戦に来られた方々の高揚感を高めることで、ホームチーム応援の機運醸成につながるものであることから、事業の実施は適当である。	・対外的に本プロジェクトの理解が深まるよう、プロジェクトの全体像を説明したのち、個別の事業の説明をするようにすること。

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
11	市民生活部	消費者センター	E3-1	消費生活相談費(要配慮消費者の見守りハンドブック作成・配付)	拡大	採択	所管案のとおり	市民を消費者トラブルから守るため、現場で「見守り活動」に従事する方に対し、トラブル事例などを掲載したハンドブックを作成し配布するもの。 活動従事者の対処法についての知識の向上を図り、消費者トラブル未然防止に寄与する事業であることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・可能な限り「見守り活動」の関係機関が希望する配布方法となるよう検討すること。
12	原爆被爆対策部	平和推進課	B3-1	第7回核兵器廃絶ー地球市民集会ナガサキ開催費負担金	新規	採択	所管案のとおり	平和について、考え行動し、日常の中に「平和の文化」を根付かせるための取組みの一環として開催するイベントに要する運営経費の一部を負担するもの。 スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考えるきっかけづくりにつながり、平和活動の裾野の広がりが期待できることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・イベント開催にあたり、関係機関や庁内関係所属と連携を図ること。
13	福祉部	高齢者すこやか支援課 障害福祉課	F2-3 F3-3	成年後見制度利用支援事業(中核機関の設置)	新規	採択	所管案のとおり	成年後見制度の広報、相談、支援、利用促進などの機能を一体的に行う地域連携ネットワークの中核となる機関を設置するもの。 中核機関の設置により、成年後見制度を必要とする方の安心した生活につながるとともに、後見人の担い手育成等にも寄与することから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・対外的に説明できるよう、委託による業務量の削減効果等を整理しておくこと。 ・中核機関の周知について、利用者へ届くような手法を検討すること。
14	福祉部	高齢者すこやか支援課 障害福祉課	F2-3 F3-3	成年後見制度利用支援事業(報酬助成)	拡大	採択	所管案のとおり	成年後見制度利用支援事業における「活動費助成金」の助成対象を弁護士、司法書士、社会福祉士の3士以外の専門職に拡大するとともに、助成額を市長申立て事案と同等額にしようとするもの。 担い手の増加による成年後見人等を担う専門職の負担軽減が図られ、成年後見制度を必要とする方の安心した生活につながることを期待できるため、事業の実施は適当である。	・特になし
15	福祉部	高齢者すこやか支援課	A2-4	認定調査事務費(要介護認定窓口等業務委託の実施)	新規	採択	所管案のとおり	要介護認定業務については、年間30,000件以上の決定を行う必要があるが、現在、そのすべての業務を臨時職員を含む職員が時間外労働で対応しているため、書類の発送など一部の単純業務について民間委託するもの。 定型的な業務を民間委託することで、市民サービスの向上と業務の効率化が図られることから、事業の実施は適当である。 ただし、委託する業務内容については、他都市の事例を参考に精査すること。	・特になし

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
16	福祉部	障害福祉課	F3-1	地域障害児支援体制強化事業費	新規	採択	所管案のとおり	令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、児童発達支援センターの機能や質の向上を図るため、必要な人件費や物件費等について補助するもの。 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体で障害児への支援の質を向上し、障害児やその家族への支援体制の強化につながることから事業の実施は適当である。	・特になし
17	福祉部	障害福祉課	F3-1	ICT導入モデル事業費補助金	新規	採択	所管案のとおり	障害福祉分野におけるICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等がICTを導入する経費の一部補助や、ICTの導入に伴う研修会を実施するもの。 障害福祉サービス事業所等のICT導入により、職員の業務効率化と利用者への継続したサービスの提供が可能となり、安全・安心な障害福祉サービスにつながることから事業の実施は適当である。	・特になし
18	福祉部	障害福祉課	F3-2	精神障害者ピアサポーター活用事業費	新規	採択	所管案のとおり	ピアサポーター養成講座の修了者が行う、精神障害者へ経験者の視点を活かした助言や支援、精神障害者に対する地域住民の理解促進など、ピアサポーターの体制整備について業務委託を行うもの。 ピアサポーターの体制整備により、ピアサポーターの社会促進等が図られるとともに、精神障害者に対する差別偏見の除去、精神障害者の安定した地域生活につながることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・対外的に説明できるよう、利用者のニーズ及び事業の具体的な内容について整理すること。
19	福祉部	障害福祉課	F3-1	医療的ケア児レスパイト事業費	新規	採択	所管案のとおり	医療的ケア児の看護・介護を行う家族の負担軽減のため、在宅で生活している医療的ケア児に対し、保護者の代わりに指定訪問看護ステーションの看護師が行う、医療的ケアを含む見守りに対する支援を行うもの。 利用用途が柔軟な本事業を実施することで、保護者の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間をつくることができるようになるため、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・対外的に事業費の積算根拠について説明できるよう整理しておくこと。
20	市民健康部	地域医療室	F9-2	看護師等確保支援費	新規	採択	その他	長崎医療圏病院群輪番制病院に対し、採用活動やSNS等を活用した病院の情報発信等の支援を行うもの。 地域の救急医療提供体制を維持につながるものだが、右のとおり意見を付して採択とする。	・輪番制病院と市が果たすべき役割を明確にし、両者が連携して看護師等の確保に取組めるよう、引き続き検討すること。 ・輪番制病院から意見聴取をしっかりと行い、補助目的の効果を最大限に発揮できるよう、交付の条件や補助対象経費などを整理すること。 ・新卒者等へ企業紹介などを行っている商工部との連携強化を図り、事業効果を高める検討を行うこと。

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
21	市民健康部	健康づくり課	F7-2	がん検診等事業費(アピランスケア用品購入費助成)	拡大	採択	所管案のとおり	がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、アピランスケア用品購入費の助成を行うもの。 がん患者の経済的負担の軽減を図り、治療に伴う外見の変化にとらわれることなく社会生活を送る一助となるため、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・引き続き、県などへ本事業の財政支援に関する要望を行うなど、財源確保に向けた検討を行うこと。 ・関係機関と連携し、本助成制度の事前周知の期間を可能な限り長く確保することで、助成制度の利用予定者の混乱がないように努めること。 ・電子申請など、利用者のニーズに沿った申請方法の導入を検討すること。
22	市民健康部	国民健康保険課	F7-2	特定健康診査受診率向上対策費(ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業)	新規	採択	所管案のとおり	特定健診の受診率向上を図るため、ICTを活用した受診勧奨を行うもの。 受診履歴や問診票の回答結果等のデータを解析し、効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率の向上が図られ、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸等が期待できることから、事業の実施は適当である。	・特になし
23	文化観光部	観光政策課	A2-1	世界・日本新三大夜景推進事業費(全国名月サミット開催)	拡大	採択	所管案のとおり	新たな夜景観光の推進のため、「第10回全国名月サミット」を長崎市に誘致し開催するため、共催費について負担するもの。 サミットにおいて、これまでの長崎市の夜景観光推進の取組みをPRするとともに、日本新三大夜景の再認定へとつながる事業であるため、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・サミット誘致後の名月を活かした今後のビジョンについて、効果も含め整理し、対外的に説明できるようにしておくこと。 ・サミット開催における市と主催者との役割分担について整理し、対外的に説明できるように整理しておくこと。 ・フォトコンテストの実施に際し、例えば写真の加工も可能なスマートフォン部門を設けるなど、若者なども参加しやすく多くの方が応募したくなるように、募集の条件面について検討すること。併せて、受賞作品の展示については数多くの人を訪れる場所や閲覧できる手法を検討すること。
24	文化観光部	観光政策課	A2-1	旧オルト住宅展示整備費	新規	採択	所管案のとおり	平成26年度に策定した「国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画」に基づき、展示内容の基本設計、実施設計を専門的知識を有する業者に委託作成し、展示整備を行うもの。 旧オルト住宅の歴史的価値を後世に正しく伝えると同時に観光価値を高めることに資するため、事業の実施は適当である。	・特になし
25	文化観光部	観光政策課	A2-1	グラバー園運営費(開園50周年レセプション開催業務 開園50周年花と緑の観光プロモーション業務)	拡大	採択	所管案のとおり	令和6年度にグラバー園が開園50周年を迎えるため、情報発信および観光客の誘致を目的として、開園50周年記念レセプションを開催するとともに、長崎市観光大使の石原和幸氏と連携し、園内に花木を活かした装飾を行うもの。 長崎市を代表する観光施設であるグラバー園において、開園50周年を記念した事業を行うことで効果的な観光客誘致につながり、来園者の増加が見込まれるため、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・グラバー園50周年に際し、観光客だけでなく、市民向けの機運醸成についても検討すること。 ・市、指定管理者又は実行委員会に関する役割分担を整理し、対外的に説明できるようにしておくこと。

令和5年度事務事業評価(R6年度当初予算に係る事前評価)一覧表

番号	部局	事業担当課	個別施策	事務事業名	新規/拡大	会議評価			
						評価結果	区分	評価理由	評価会議における主な意見
26	文化観光部	文化財課	A1-1	洋館活用事業手法検討事業	新規	採択	所管案のとおり	洋館等の、民間活力を導入した活用の可能性や適切な運営手法などを検討するため、サウンディング型市場調査を行うもの。 洋館等の歴史的資源・眺望や町並み等の景観資産をエリアとして活用するための検討材料として調査が必要であることから、事業の実施は適当である。	・特になし
27	文化観光部	世界遺産室	A1-2	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進費(重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」整備活用計画改訂支援業務委託)	新規	採択	所管案のとおり	世界遺産に登録されている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存継承を図るため、平成26年に策定された整備活用計画の改訂を行うもの。 計画改訂により、世界遺産及び重要文化的景観が適切に保存継承されるとともに、観光交流による賑わいの創出が見込まれるため、事業の実施は適当である。	・特になし
28	まちづくり部	公共交通対策室	E6-2	軌道施設浸水対策事業費	新規	採択	所管案のとおり	長崎電気軌道株式会社の変電所が、ハザードマップ上で浸水が想定されている位置に所在しているため、変電機器の浸水を最低限に抑えるため、止水板設置に係る費用の補助を行うもの。 止水板の設置により、変電所の減災が図られるとともに、路面電車の安定輸送につながることから、事情の実施は適当である。	・特になし
29	建築部	住宅政策室	E5-2	マンション管理適正化推進事業費	新規	採択	所管案のとおり	今後、高経年マンションの増加が見込まれる中で、市内のマンション等の実態を把握し、必要な施策を検討するため、委託により現地でのアンケート調査等を行うもの。 マンションの実態を把握・分析し、今後必要な施策を検討することで、マンション適正管理に係る制度や取組みの周知啓発につなげるとともに、管理不全マンションの未然防止やマンションの適正管理の推進が図られることから、事業の実施は適当である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・令和5年度に税制改正した固定資産税減免措置に関する概要について、市が把握している管理組合だけでなく、アンケート調査実施の際に訪問する管理組合についても周知徹底を図ること。 ・マンションの実態を把握・分析したうえで、他都市で実施している届け出の制度など、新たな実態把握に関する手法について検討すること。 ・アンケート調査の実施にあたっては、地元の管理組合と直接面会できる絶好の機会であることから、庁内で連携を図り、自治会加入の案内なども併せて検討すること。
30	建築部	建築指導課	H3-3	建築指導行政費(建築計画概要書データ作成業務委託)	新規	採択	所管案のとおり	本市で保管している52年間分の建築計画概要書のうち、紙で保存している23年間分(平成12年度～令和4年度)について、概要書のデータ化を委託するもの。 概要書をデータ化することで、概要書閲覧・交付に係る窓口の待ち時間短縮により、市民サービスの向上が図られるとともに、業務量の削減及び国が運用を予定している建築確認申請システムのWeb閲覧に備えることができるため、事業の実施は適切である。 ただし、事業実施に対する意見は右のとおり。	・建築計画概要書のデータ作成時にデータ化の漏れがないように、対策をしっかりと講ずること。